

滝川市地域防災計画の主な改正点について

◆地域防災計画改正の背景及び制度の概要◆

①H25年6月12日公布 水防法関係

○浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について（水防法第15条から第15条の5まで関係）

水防について水防管理者である市町村等の行政が果たす役割は大きいですが、水災の発生防止及び被害軽減を図るためには、行政のみでなく、民間事業者等が自ら果たす役割も期待される。浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設について滝川市地域防災計画に記載をしてきたところであるが、浸水想定区域外の施設が散見されたことから今回修正を行うものである。

■滝川市地域防災計画⇒第3章災害情報通信計画 第3節災害情報等の報告、収集及び伝達計画（P38）

浸水想定区域内の地下街について、H26年度末で閉鎖される施設があり修正した。また、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について再調査を行い修正した。

○水防計画における河川管理者の協力に関する事項の記載（水防法第2条、第7条及び第33条並びに河川法第22条の2関係）

近年、集中豪雨等による水災が多発している一方、水防団員の減少等により、河川管理者の水防活動への協力がより一層重要となってきた。このような現状に鑑み、指定管理団体が定める水防計画に、河川管理者の水防活動への協力について記載することとしたものである。

■滝川市地域防災計画⇒第4章災害予防計画 第3節水防計画（P58）

河川管理者との協力が必要な事項について追加した。

②H25年6月21日公布 災害対策基本法（以下「基本法」という。）関係

○指定緊急避難場所（基本法 49 条の 4～6 等）

改正前の基本法では、避難場所又は避難所の指定等に関して、特段の規定が設けられているところではなく、津波や水害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことなどを踏まえ、安全面の観点から、それぞれの異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定し、これを住民に周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進しようとするもの。指定緊急避難所の指定にあたっては、地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。

■滝川市地域防災計画⇒第 5 章災害応急対策計画 第 5 節 避難救出計画（P105～106）

指定緊急避難場所を滝川市防災会議資料 4 の 1 頁のとおりとした。

○指定避難所（基本法 49 条の 7～9 等）

災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するためには、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておき、住民等に広く周知しておくことが有効である。また、指定により救援物資等の送付先となる避難所を事前に把握しておくことにより、国等によるプッシュ型の物資輸送の的確かつ迅速な実施や、広域避難が必要な事態の円滑な被災住民の受入れの協議が可能となる。このことから地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定する。

■滝川市地域防災計画⇒第 5 章災害応急対策計画 第 5 節 避難救出計画（P106～107）

指定避難所を滝川市防災会議資料 4 の 2 頁のとおりとした。